

講習会規程

(目的)

第1条 定款第4条に基づき、指導者を育成し、指導方針の周知徹底と統一を図るとともに、公平、公正な審査、審判、講習を実施するための講習会に関する規程を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 公益財団法人全日本弓道連盟（以下全弓連と云う）及び加盟団体（以下地連と云う）のほか加盟団体地域連合会（以下連合会と云う）が主催する講習会、研修会（以下講習会等と云う）に適用する。

(講習会等の種類と目的)

第3条 全弓連の主催する講習会等

(1) 指導者育成を目的とした講習会等

- ①主任中央講師研修会：指導方針を中央講師に伝達、中央講師を指導する。
- ②中央講師研修会：指導方針を周知徹底し、講師の資質の向上を図る。
- ③範士研修会：範士相互の研修により資質の向上を図る。
- ④中央研修会：近い将来の全弓連指導者の育成を図る。
- ⑤地区指導者講習会：地区指導者に指導方針を周知徹底し、指導育成する。
- ⑥指導者育成講習会：地連の次代を担う中堅層の指導者の育成を図る。
- ⑦学校指導者講習会：学校指導者（外部講師を含む）に指導方針を周知徹底し育成を図る。
- ⑧称号取得特別講習会：地連からの推薦者を指導し、称号を認定する。
- ⑨日体協公認指導者資格取得講習会：社会体育の指導者（上級コーチ・コーチ）としての資格取得を促進する。

⑩その他特定者を対象とした講習会

(2) 審査委員、審判委員、講師の公認資格取得を目的とした講習会

上記(1)の講習会等の一部は、別に定める「審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程」に基づく資格取得講習会及び資格更新のための講習会を兼ねることができる。

第4条 連合会及び地連が主催する講習会等

(1) 指導者育成を目的とした講習会等

- ①伝達講習会：地区指導者講習会で修得した全弓連の指導方針を地連内に周知する。

- ②称号者・段位別講習会
- ③日体協指導者資格取得講習会（上級指導員・スポーツ指導員）
（スポーツ指導員の専門講習は、第3条（1）⑤、⑥、⑦、第4条（1）①で兼ねることができる。）
- （2）審査委員、審判委員、講師の公認資格取得を目的とした講習会
上記（1）の講習会等の一部は、別に定める「審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程」に基づく資格取得講習会及び資格更新のための講習会を兼ねることができる。
- （3）その他の講習会等
 - ①女子講習会
 - ②ジュニア講習会
 - ③初心者教室
 - ④生徒・学生講習会
 - ⑤その他特定者を対象とした講習会

（講習会等の実施要項）

第5条 講習会等の受講資格、選考等実施に係る具体的事項については、講習会等の種類と目的を考慮して実施要項に定める。

（講師の委嘱）

第6条 講習会等の目的及び受講者数に応じて必要な講師を選考し委嘱する。

- 2 全弓連が主催する講習会等には、主任中央講師又は中央講師を、指導部会が、別に定める「審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程」に基づく中央資格登録者名簿の中から選考して派遣することとし、会長が委嘱する。

なお、受講者数が多い、又は低段者対象など特定の講習会等によっては、指導部会が、必要とする補助講師を中央および地方資格登録者名簿の中から選考して派遣することができることとし、会長が委嘱する。

- 3 連合会及び地連が主催する講習会等の講師は、主催する団体の長が中央および地方資格登録者名簿の中から選考し委嘱するとともに、中央資格登録者名簿の講師については全弓連に報告する。

なお、連合会及び地連の長は、主催する講習会等に中央講師の派遣を全弓連に要請することができる。この場合、全弓連は第2項に準じて会長が委嘱する。

（講習会等の委託、講師の派遣等）

第7条 全弓連が主催する講習会等の実施に関わる委託、講師の派遣、その他運営などに関する処務的な事項については、別に定める。

(講習会等の日程等)

第8条 主管地連は、講習会等の日程・講習方法について講習会等の目的を十分考慮し、講師と事前に調整して適切な日程を作成する。

附則

1. (移行措置および暫定措置)

この規程は、平成28年3月13日付制定、平成30年度(平成30年4月1日)から実施する。体制が整うまでは、従前の例によることとする。